

ベビーシッター等による子育て支援事業について

子育て世帯を支援するため、平成27年度から、ベビーシッターサービスの提供を希望する2歳未満の乳幼児がいる家庭を対象に「子育て訪問支援券事業」を実施しています。

この度、保育メニューの一層の充実を図ることにより、より安心して子育てできる環境を整備するため、満2歳から満6歳までの児童へのベビーシッターによる保育を必要とする保護者を対象に、その利用料の一部を助成する「ベビーシッター利用料助成事業」を実施します。

【事業概要】

| | |
|------------------------------|--|
| <p>対象者</p> | <p>文京区に住所を有する、以下のいずれかの保護者。保育認定は問いません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活の突発的な事情や社会参加等により、一時的に保育を必要とする方 ・ベビーシッターを活用した共同保育を必要とする方 |
| <p>対象年齢</p> | <p>満2歳から満6歳になる年度の末日までの児童</p> |
| <p>対象期間</p> | <p>令和3年8月1日(日)から令和4年3月31日(木)まで</p> |
| <p>助成上限 時間・金額</p> | <p>【上限時間】 児童1人につき年度当たり128時間 多胎児の場合は、児童1人につき年度当たり256時間 【助成上限額】 7時～22時 1時間2,500円上限 22時～翌7時 1時間3,500円上限</p> |
| <p>対象 利用料</p> | <p>事業者から請求される料金のうち、純然たる保育サービス提供対価(税込)のみが助成対象です。入会金、会費、オプション料、交通費、キャンセル料、保険料、その他これらに準じる費用は助成の対象外です。</p> |
| <p>対象 事業者</p> | <p>東京都が定めるベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)認定事業者</p> |
| <p>保育基準</p> | <p>児童1人に対しベビーシッター1人による保育であること。 ※例外として、助成対象児童とその兄弟姉妹(人数や年齢を問いません)を、保護者等とベビーシッターが共同して保育を行う場合で、保護者が契約において同意しているときには、ベビーシッターが1人であっても助成対象となります。</p> |
| <p>その他</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・児童が病児又は病後児の場合は助成対象外です。その場合は、「訪問型病児・病後児保育利用料助成制度」をご利用いただけます。 ・当該事業は、「子育て支援事業利用者負担軽減利用料助成」の対象事業です。 <p>【対象者】 令和2年度非課税世帯や生活保護を受けている世帯 【内容】 入会金、年会費、交通費、キャンセル料 【上限】 児童1人につき年度当たり4万円</p> |

満2歳～満6歳になる年度の末日までのお子さま対象！



文京区
新規事業

令和3年度

文京区ベビーシッター利用料助成制度

文京区では、日常生活上の突発的な事情等により一時的にベビーシッターによる保育を必要とする保護者に対して、その利用料の一部を助成する制度を実施します。

1 制度概要

| | |
|------------|--|
| 対象となる方 | 文京区に住所を有する、以下のいずれかの保護者。保育認定は問いません。 <ul style="list-style-type: none">●日常生活の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に保育を必要とする方（保護者の残業や病気、自己実現、学校行事など、幅広い理由が対象となります）●ベビーシッターを活用した共同保育を必要とする方（保護者と一緒にベビーシッターが共同で保育をします） |
| 対象年齢 | 満2歳～満6歳になる年度の末日までの児童 |
| 対象期間 | 令和3年8月1日(日)～令和4年3月31日(木) |
| 助成上限時間・金額 | <p>上限時間 児童1人につき年度あたり128時間 多胎児の場合は、児童1人につき年度あたり256時間</p> <p>助成上限額 7時～22時 1時間2,500円上限 22時～翌7時 1時間3,500円上限</p> <p>※利用1件ごとに、分単位を切り捨てます。 ※勤務先の福利厚生などにより、助成を受けている場合や、クーポン券等により支払った場合は、その額を差し引いたあとの料金が助成対象となります。</p> |
| 対象利用料 | 事業者から請求される料金のうち、純然たる保育サービス提供対価(税込)のみが助成対象です。入会金、会費、オプション料、交通費、キャンセル料、保険料、その他これらに準じる費用は助成の対象になりません。 |
| 対象事業者 | <ul style="list-style-type: none">●東京都が定めるベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）認定事業者（東京都福祉保健局のHPより抜粋） https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/smph/kodomo/hoiku/bs/itijazukarijigyoushalist.html  |
| 保育基準 | 児童1人に対しベビーシッター1人による保育であること。 ※例外として、助成対象児童とその兄弟姉妹（人数や年齢を問いません）を、保護者等とベビーシッターが共同して保育を行う場合で、保護者が契約において同意しているときには、ベビーシッターが1人であっても助成対象となります。 |
| 助成対象外となる場合 | お子さんが病児又は病後児の場合は助成対象外です。その場合は「訪問型病児・病後児保育利用料助成制度」をご利用いただけます。 |
| 負担軽減 | <ul style="list-style-type: none">●対象：令和2年度非課税世帯や生活保護を受けている世帯●内容：入会金・年会費・ベビーシッター利用の際にかかった交通費 ベビーシッター取りやめた際のキャンセル料●上限：児童1人につき年度あたり4万円 ※別途、子育て支援事業利用者負担軽減利用料助成をご申請ください。 |

2 利用の流れ

①【対象事業者の登録】

- ・東京都の「ベビーシッター利用料助成事業認定事業者」から利用したい事業者を選び、直接契約を行います。
- ・契約を行う際に「東京都のベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）を活用したい」旨を必ず伝えてください。助成対象事業者以外でのご利用は助成対象外となります。

②【必要書類の受領】

- ・事業者から「ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助事業ベビーシッター要件証明書」（発行日が利用日当日もしくはそれ以前の日付であることをご確認ください）の交付を受けてください。
- ・証明書は従事したベビーシッターが本事業の要件を満たしているかを確認するためのもので、区に助成金を申請する際に必要になります。
- ・サービスを利用し料金を支払ったら、事業者から「利用した児童名・利用日・利用時間・利用料の内訳等が分かるもの」と「領収書」の交付を受けてください。

- ③ 後日、以下の申請方法を参考に、助成金交付申請をしてください。申請は郵送または持参となります。

3 助成金の申請方法

【提出書類】

- ① 文京区ベビーシッター利用料助成金交付申請書兼口座振替依頼書（区 HP より印刷できます）
（申請者以外の名義口座へ振り込む場合は、委任状の提出が必要になります）
- ② 助成対象事業者が発行したベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助事業ベビーシッター要件証明書（コピー可）
- ③ 助成対象事業者が発行した「利用した児童名」「利用日」「利用時間」「利用料の内訳」等が分かるもの（利用明細書等）（コピー可）
- ④ 助成対象事業者が発行した領収書（原本）
- ⑤ 勤務先の福利厚生による助成およびクーポン券等による割引を受けたことが分かるもの

【提出方法】

提出書類を、下記受付締切日までに子育て支援課に提出（郵送または窓口持参）してください。審査後、指定された口座に振り込みます。

4 申請スケジュール

【令和3年度利用分】

| 利用月 | 受付締切日（書類提出期間） |
|-------------|-----------------------------------|
| 令和3年8月～9月 | 令和3年10月1日(金)～ 令和3年10月29日(金) 必着 |
| 令和3年10月～12月 | 令和4年1月30日(月) 必着 |
| 令和4年1月～3月 | 令和4年4月28日(木) 必着 |

※受付締切日を過ぎた場合は助成金がお支払いできません。期日厳守でお願いいたします。

【お問い合わせ先】

文京区 子ども家庭部 子育て支援課 子育て支援推進担当
文京区春日一丁目16番21号 文京シビックセンター5階
電話：5803-1256（直通） / FAX：5803-1345

